第7章 共通的・基盤的施策の推進

1. 環境影響評価の推進

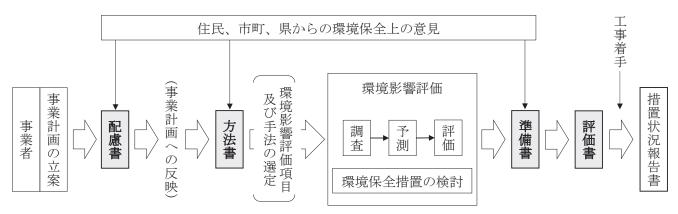
環境影響評価(環境アセスメント)とは、大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業による 環境影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、 環境保全に配慮しようとするための仕組みであり、環境の保全を図る上で、極めて重要なものである。 県では、環境影響評価法(以下「法」という。)及び山口県環境影響評価条例(以下「条例」という。) に基づき、環境影響評価の手続きの実施を義務付けている。

また、法及び条例の対象規模に満たない事業のうち、県が実施する公共事業については、「環境事前 チェック制度」に基づき、事業部局において、計画立案等の段階から自主的に環境配慮に関する チェックを行っている。

令和6(2024)年度は、法対象事業3件に関する審査等を行っている。

今後も、法及び条例等に基づく適切な指導、審査を行い、環境配慮の推進を図ることとしている。

図7-1 環境影響評価制度における主な手続の流れ



〇 事業者

- ・事業の位置・規模等に係る計画の立案段階における環境影響について検討した「配慮書」を公表 し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、事業計画に反映させる。
- ・調査手法等を記載した「方法書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、環境影響評価を行う。
- ・環境影響評価の結果を記載した「準備書」についても公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた 上で、「評価書」を作成する。
- 「評価書」に記載されたとおり、環境に配慮した事業を行う。
- ・工事中に講じた環境保全措置や事後調査の状況等を記載した「措置状況報告書」を公表する。

〇 住民等

・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」の各段階において、事業者に対し、環境保全に関する意見を 述べることができる。

〇県

・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」について、学識経験者等により構成する「山口県環境影響評価技術審査会」や関係の市町長の意見を聴くとともに、必要に応じ公聴会を開催し、住民等から直接意見を聴いた上で、事業者に対し環境保全に関する意見を述べる。

2. 環境に配慮した取組の推進

(1) 県民・民間団体の取組の促進

県民一人ひとりの地球温暖化防止への取組を更に促進し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るため、「環境やまぐち推進会議」等と連携・協働し、「ぶちエコやまぐち」を合言葉にノーマイカー、クールビズやライトダウン等の2050ゼロカーボン・チャレンジ~ぶちエコやまぐち県民運動~を推進する。

また、環境学習推進センターにおいては、様々な環境情報の提供や人材育成などを通じ、県民、NPO、民間団体等の活動を支援している。

その他、新築のZEHに対する補助制度や、ぶちエコやまぐち太陽光発電設備等共同購入事業、次世代自動車の整備に対する融資制度等により、家庭における省・創・蓄エネ設備の導入を促進する。

(2) 企業等の取組の促進

県内の中小企業者等の環境やエネルギー対策への積極的な対応を促進するため、(公財) やまぐち 産業振興財団における経営・技術相談をはじめ、山口県地球温暖化防止活動推進センターと連携 した脱炭素セミナーの開催や省エネ診断の実施、省エネ診断員の育成支援、融資制度の充実等、 中小企業者等における環境配慮の取組を支援している。

また、県内の再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス等)によって発電された電力の県内における利用拡大を図るため、再エネ電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定する「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」の展開、事業者の温室効果ガス削減を促進するため、「非化石証書」の購入希望者を募り、一括調達することで費用低減や事業負担軽減等を図る取組により、事業者の再エネ利用の取組を支援している。

|3.公害防止体制の整備(公害苦情処理・公害紛争処理)

(1) 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、住民の生活に密着したものが多く、迅速かつ適切な処理及び解決を図ることが必要である。このため、県及び市町では、公害苦情相談員の選任など、公害苦情を処理する組織の整備、充実を図っている。

(2) 公害苦情の発生状況

令和 6 (2024) 年度の公害苦情の新規受理 件数は、672件である。

表 7 - 1 公害苦情の処理体制 (R7.4.1現在) (R7.4.1和) (R7.4.1和

		五百日用人至于初七日 7 献具						
	区分	公害苦情 相談員	その他合計					
	本 庁	2	6	8				
県	出先機関	16	29	45				
	計	18	35	53				
	本 庁	25	70	95				
市町	出先機関	3	55	58				
нl	計	28	125	153				

160

206

46

公害の種類別にみると、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の「典型 7公害」に関するものが全体の57.6%を占め、この中では、大気汚染が最も多く、次いで騒音、 水質汚濁、悪臭の順となっている。

計

なお、残り42.4%は、廃棄物の不法投棄などに関するものとなっている。

(3) 公害苦情の処理状況

令和6 (2024)年度の処理すべき公害苦情は、686件(新規受理672件、前年度からの繰越14件)であり、その処理状況は、直接処理(解決)したもの587件、他へ移送したもの35件、本年度に繰り越されたもの9件、その他55件となっており、処理率(処理すべき苦情件数から他へ移送した件数を減じたものに占める直接処理(解決)件数の割合)は、90.2%となっている。

(4) 公害紛争の処理

公害の規模が広範囲にわたる場合や、被害が人の健康、生命又は財産に影響を及ぼすような場合には、その因果関係や行為の差止め、損害賠償等を巡って当初から公害紛争を生じることがある。このような紛争を、一般的な訴訟手続よりも簡便に、かつ、迅速・適正に解決するために、県は、公害審査会を設置し、当事者から申請があった場合に、あっせん、調停及び仲裁を行うこととしている。これまで公害審査会が受理した公害紛争の事案は4件あるが、昭和54(1979)年度以降はない。

(5) 畜産関係苦情処理の状況

農林(水産)事務所畜産部を中心とした「資源循環型畜産推進指導協議会」による巡回指導を実施し、畜産農家の実情に即した処理及び利用技術の普及を図り、環境汚染の発生防止に努めている。 令和6(2024)年度の苦情の種類別発生件数は、5件である。

表7-2 苦情の種類別・畜種別発生件数(令和6年度)

		È	单独発生	Ė					
区分	合計	水質汚濁	悪臭	害虫	水質+悪臭	水質+害虫	悪臭+害虫	水質+悪臭+害虫	その他
豚	0	_	_	_	_	_	_	_	_
採卵鶏	2	_	2	_	_	_	_	_	_
ブロイラー	0	_	_	_	_	_	_	_	_
乳用牛	0	_	_	_	_	_	_	_	_
肉用牛	3	_	2	_	_	_	_	_	1
その他	0	_	_	_	_	_	_	_	_
∆∌L	5	0	4	0	_	_	_	_	1
合計	Э		4		0				1

(6) 警察における公害苦情の受理及び処理の状況

令和6(2024)年に警察が受理した公害苦情の件数(交通公害・騒音公害に係るものを除く。以下同じ。)は、547件であり、前年と比較して161件減少している。

受理した公害苦情の処理状況については、59件を検挙したほか、軽微なものは警察官による警告・ 指導・注意などで処理されている。

表7-3 警察における公害苦情の種類別受理状況(令和6年)

種類	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	振動	地盤 沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
件 数(件) 構成比(%)	1 (0. 2)	2 (0.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)	543 (99. 2)	0 (0)	547 (100)

表 7 - 4 警察における公害苦情処理状況(令和 6年)

種類	話し合いの あっせん	警告・指導 注意	検挙	措置不能	その他	計
件 数(件)	51	187	59	192	58	547
構成比(%)	(9. 3)	(34. 2)	(10. 8)	(35. 1)	(10. 6)	(100)

(7) 警察における環境事犯の取締り状況

令和6(2024)年に警察が検挙した環境事犯は、59件・74人で、昨年と比較して12件・9人増加している。

表フー5 警察における環境事犯の検挙状況(令和6年)

1()	声がし												
	廃棄物処理法												
		不法投棄 不法焼却 その他							計				
	一般層	쫉棄物	産業原	쫉棄物	一般層	一般廃棄物 産業廃棄物			7	71112			
検挙数	27件	31人	2件	3人	21件	30人	7件	8人	2件	2人	59件	74人	

4. 調査研究、監視・測定の充実

(1) 環境保健センター

大気質、水質等に及ぼす環境汚染要因を科学的に究明するため、長期的な計画に基づいて調査 研究を行っている。

(2) 農林総合技術センター

県民の安心・安全、環境保全、地産・地消への意識の高まり、産地間競争の激化、農政改革などの課題に対応するため、農業試験場・農業大学校・林業指導センターを統合した「農林業の知と技の拠点」を核として、現場が求める即戦力人材の確保・育成や、中核経営体の生産性向上につながる新技術の開発・普及、農林業の理解促進、6次産業化等の推進に取り組んでいる。

(3) 水産研究センター

「水産資源の管理・回復」や「漁場の開発・整備」、「漁場環境の保全」、「水産物の利用加工」等の調査研究、技術開発に積極的に取り組んでいる。

(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

環境関連法令に準ずる環境マネジメントシステムを構築・運用し、環境負荷の低減に直接あるいは 間接的に影響を及ぼす産業技術分野の試験研究を実施している。

また、県内中小企業、関係機関等の環境保全に関する技術支援も行っている。

5. 環境情報の収集と発信

県民、事業者等の環境問題に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向けた自主的な取組を促進するため、Webサイト「やまぐち環境Web」を整備し、環境の現状と課題、県の環境関連施策や自然関係情報、大気・水質の最新環境調査結果など、幅広い情報等を提供している。

また、令和 4 (2022) 年 1 月にスマートフォンアプリ「ぶちエコアプリ」の配信を開始し、県民自らがアプリの利用を通じて、自身の CO_2 排出量について「知って」、省エネ・エコな実践行動について「学んで」、イベントへの参加や暮らしの中で「実践する」ことで、環境配慮型ライフスタイルの定着を図っている。

6. 国際交流の推進

(1) 山東省との環境技術交流

県及び山東省相互の環境技術交流を促進するため、平成4 (1992)年度から環境分野に携わる技術者を受け入れ、県、企業等において専門研修を実施している。また、県からも技術指導者を派遣し、技術交流を進めるなど、地域レベルでの環境保全及び国際協力を推進している。

令和6(2024)年度は、山東省から5名の研修生を6日間受け入れ、行政研修や企業視察等を実施するとともに、県から2名の技術指導者を5日間派遣し、山東省生態環境庁などで講演や情報交換を行った。

(2) 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流

日韓海峡沿岸県市道(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県及び釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)間の共同繁栄と友好増進を図るとともに、環境技術等の相互交流を促進するため「日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議」において、環境保全、公害防止等に関する共同事業を行っている。

令和6 (2024)年度は、各県市道の行政・研究機関が、環境施策・研究事例等の取組について紹介を行う「日韓8県市道環境政策・研究事例発表会」を、Web会議等を活用して実施するとともに、 県から3名を全羅南道に派遣し、共同事業等に関する協議を実施した。

■ラム 産業廃棄物の低減に向けた研究開発

山口県内には、食品として規格外となった農産物や、鯨類の未利用部位、未利用の石灰、さらには廃プラスチックなど、様々な産業廃棄物が存在しています。これらの未利用資源の有効活用を目指して、山口県産業技術センターでは県内企業と連携し、持続可能な社会の実現に向けた研究開発を進めています。たとえば、廃棄される青パパイヤを利用して、化学工場で発生する有害物を分解する排水処理剤を開発しました。また、鯨油に含まれる有害なPCBを取り除き、健康食品の原料として利用する取組も行っています。こうした活動を通じて、これまで廃棄されてきた資源に新たな価値を見出し、地域産業の活性化と環境負荷の低減の両立を図っています。



排水処理剤の原料となる青パパイヤ



蒸留による油脂中PCBの低減